

就業規則の記載事項チェック表（農業）

事業場名：_____ 常時使用する労働者数：_____ 作成日：_____

区分	記載事項（労基法89条）	決めた内容（要点）	規則の条	確認
必ず記載	始業・終業の時刻、休憩時間			
必ず記載	休日			
必ず記載	休暇（年次有給休暇など）			
必ず記載	交替制の就業時転換（ある場合）			
必ず記載	賃金の決定・計算・支払の方法			
必ず記載	賃金の締切り・支払の時期			
必ず記載	昇給			
必ず記載	退職に関する事項（解雇の事由を含む）			
定める場合	退職手当			
定める場合	臨時の賃金（賞与など）・最低賃金額			
定める場合	食費・作業用品などの負担			
定める場合	安全・衛生			
定める場合	職業訓練			
定める場合	災害補償・業務外の傷病扶助			
定める場合	表彰・制裁			
定める場合	その他 全員に適用するルール			
手続き	労働者代表の意見を聴いた（意見書）			
手続き	労働基準監督署に届け出た（10人以上）			
手続き	労働者に周知した（掲示・配布など）			

- 常時10人以上の労働者を使う事業場（会社全体ではなく事業場ごとに数える）は、就業規則を作って労働基準監督署に届け出る義務があります。10人未満でも、トラブルを防ぐために作ることが勧められています。
- 作成・変更のときは、労働者の過半数で組織する労働組合（なければ労働者の過半数代表者）の意見を聴き、届出には意見書を添えます。作った就業規則は、掲示・備え付け・書面の交付などで労働者に周知します。
- 農産物の販売・加工が主な業務の事業場は農業の適用除外にならず、外国人技能実習生は農業でも労働時間などの基準に準拠します。記入例は架空の法人です。社会保険労務士や労働基準監督署に確かめてください。

就業規則の構成例（章立て）と農業で考えること

章	主な条	農業法人で考えること
総則	目的、適用範囲、規則の遵守	正社員・パート・季節雇用・技能実習生のどこまでに適用するか
採用・異動	採用手続、提出書類、試用期間、労働条件の明示、異動、休職	圃場・作業場の間の異動、季節雇用の採用
服務規律	服務、遵守事項、ハラスメントの禁止、個人情報、始業・終業の記録、遅刻・欠勤	作業時間の記録方法（タイムカード・アプリなど）
労働時間・休憩・休日	労働時間と休憩、休日、時間外・休日労働	季節ごとの時刻、天候による変更。農業部門と販売・加工部門で扱いを分けるか
休暇	年次有給休暇、産前産後、育児・介護休業、慶弔休暇など	繁忙期の年休の時季変更、年5日の時季指定
賃金	賃金の構成、基本給、手当、割増賃金、締切日・支払日、昇給、賞与	深夜割増。時間外割増を払う場合はその率
定年・退職・解雇	定年、退職、解雇	定年後の継続雇用
退職金	支給の範囲、額、支払方法・時期	退職金制度を設ける場合だけ
無期労働契約への転換	無期転換	有期の季節雇用を繰り返している人
安全衛生・災害補償	遵守事項、健康診断、安全衛生教育、災害補償	農業機械・農薬・熱中症・高所作業
職業訓練	教育訓練	機械の操作研修、資格の取得
表彰・制裁	表彰、懲戒の種類と事由	
その他	公益通報者の保護、副業・兼業	

- 章立ては厚生労働省「モデル就業規則」を参考にした例です。条文の書き方はモデル就業規則の規程例と解説を参照し、自社の実情に合わせてください。